平成２５年（フ）第８７号
鳥取県米子市安倍384番地１　ハイツアンジュール105号、前住所鳥取県米子市旗ヶ崎５丁目８番２号
債務者　青山　直人
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１６３号
松江市福原町695番地
債務者　見崎五月美
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２７号
愛媛県松山市空港通１丁目10番13号　ドゥエル空港通305号
債務者　山本　玲子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６２号
愛媛県松山市東野１丁目８番43号　西村荘101号
債務者　門田　啓子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８３号
愛媛県松山市花園町５番地５　坂本無線商会ビル502号
債務者　吉木　道子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８９号
住居所不定、住民票上の住所愛媛県松山市東本１丁目４番37号　東雲ハイツ204号
債務者　沖野　克成
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９８号
愛媛県松山市保免中２丁目２番３号　平井マンション310号
債務者　祖母井めぐみ
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９９号
愛媛県松山市余戸中３丁目７番24号
債務者　中野　安浩
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５９号
福岡県三井郡大刀洗町大字菅野179番地10
債務者　一木　利也
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３号
福岡県久留米市国分町34番地６　レジデンス国分101号
債務者　井口　洋美（旧姓西川・野中）
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第７８９号
北九州市小倉南区沼本町１丁目４番５―201号
債務者　中尾比佐子
１　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６７号
佐賀県西松浦郡有田町南山丁1128番地１
債務者　畠江多香子
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１１６号
鹿児島県霧島市国分野口町11番25号
債務者　仮屋　廣子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
長野市大字西長野447番地
債務者　和田けさ美
１　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７１３号
兵庫県西宮市戸田町２番７―201号
債務者　五嶋　俊夫
１　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目19番13号マンションヒラミツパート２　305号、前住所兵庫県尼崎市大庄西町３丁目２番１号
債務者　田口　優樹
１　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６９号
広島県福山市今津町３丁目６番34―３号
債務者　粟津　明弘
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係